

世界ダム委員会（World Commission on Dams）について

《世界ダム委員会（WCD）とは？》

世界ダム委員会は、大規模ダムの効果、ダムの代替案、意思決定のプロセスに関するガイドラインを策定することを目的に、世界銀行および国際自然保護連合（IUCN）のイニシアティブのもと、1998年に発足した。委員会は、政府関係者、企業関係者、学識経験者、NGO関係者による委員で構成された独立組織である。またフォーラムメンバーとして、国際機関や民間企業、NGOなどの68の組織が関わった。2000年11月に最終報告書をまとめた後、委員会は解散した。

《世界ダム委員会（WCD）最終報告書の概要》

公正で持続可能な開発のためには「権利の認識とリスクの評価」に基づく新たなアプローチが必要であると提案。

●調査内容：WCDは活動期間中、次のような調査を行った。

- ① 5大陸8つのダムのケーススタディーと中国・インド・ロシアの国別調査
- ② 社会、環境、経済、財政など17のテーマ別レビュー
- ③ 56カ国125のダムの大型ダム調査
- ④ 4カ国での（59カ国約1,400人参加）コンサルテーション会合
- ⑤ 関心を持っている個人、団体、機関による950の提出物

●調査結果（要点）：

- ・ 多くの大型ダムが電力、水の供給、洪水調整において当初想定していた効果をあげることに失敗している。多くのダムが、当初想定していたコスト・時間を超過している。
- ・ 大型ダムは、魚や他の水生生物種の消滅、森林や湿地、農地の損失など大きな環境影響を引き起こしている。生態系は回復不能な影響を受け、河川を取り巻く複雑な環境に変化が生じ、外来種が繁殖し在来種をおいやっている。砂や栄養分がせき止められることにより、下流の湿地や河口に影響が及んでいる。魚類など回遊性を持つ生物の繁殖能力が低下し、多様性が維持できなくなる。河口域の魚類や海水魚も影響を受け漁獲高が減少する。鳥類への影響も不可避である。
- ・ 全世界で4,000～8,000万人が、中国とインドでは1950～1990年の間に3,500～4,200万人がダム建設によって立退きを強いられた。
- ・ 世銀融資案件ではダム建設による立退きが65%を占める。これらはダム本体の建設によるもので、関連施設の建設や上・下流での生活条件の悪化による移住は含まれていない。立退きが強制される場合もあり、死者も出た。詳細な調査を行った10のダム全てで当初影響住民の数が過小評価されており、世銀融資案件では当初比47%の増である。そもそも「影響住民」の定義が狭すぎて、補償も土地権を持つ者に限られ貧困層は除外されてきた。
- ・ 大型ダムは貧しいものには窮乏を強い、富めるものがそのほとんどの利益を享受してきた。

●5つの核となる価値

- ①公平性、②効率性、③参加型意思決定、④持続可能性、⑤アカウンタビリティ

●7 つの戦略的優先事項：旧来のトップダウン的で技術的な費用便益分析から、公正で持続可能な開発に移行するために以下に基づいて意思決定を行なうように提言。

- ①パブリックによる受け入れ：ステークホルダーの特定は権利とリスクに基づく。その参加は十分な情報を得たものであり、意思決定の受け入れは透明な過程と交渉を通じて論証。先住民、部族 (tribe)、脆弱なグループについては特に重要。
- ②包括的な選択肢 (代替案) の評価：参加型過程。全ての政策・制度・管理・技術の選択肢を評価するのに使われる。社会・環境面は経済・技術と同等の重要性がある。既存システムの効率と持続可能性の向上に優先順位。
- ③既存のダムへの取り組み：長期的に既存ダムの便益、影響などを再評価、更により長期的な周期的再評価のシステムを導入する。便益の回復・改善・最適化の実施。被影響地域社会と一緒に既存のダムの社会問題を再評価する。予期されなかった影響を特定する。
- ④川と生活の維持：生態系システムの機能・価値・生活住民の依存度への理解。意思決定は生態系システム・社会・環境影響の回避に優先順位をおく。生態系システムの機能や自然自体の価値を国の政策に。絶滅の危機にある種への環境回避を優先させる。下流の環境と生活のための「環境フロー」を流す。
- ⑤権利の認識と利益の分配：負の影響を受けるステークホルダーの特定と交渉への参加の基盤をつくる。影響評価に含まれる範囲は広い。負の影響を受ける人々は最初の受益者となるようにする。
- ⑥ルールへの遵守：ルールの遵守は独立した透明性のあるレビューを受ける。遵守計画は事前に用意し、拘束力ある処置を特定する。遵守メカニズム関連の費用はプロジェクトに組み込む。
- ⑦平和・発展・安全のための河川の共有：一国の水政策は流域国間の合意に関する条項を入れる。流域複数国は公正に分配すべきは、水ではなくその便益だというアプローチをとる。他の流域国がダムに反対し独立パネルが支持した場合は建設されない。解決困難な国家間紛争は国際司法裁判所などを活用する。

●26 項目のガイドライン：上記の優先事項を、水・エネルギー開発の5つの段階 (ニーズ評価・代替案選択 (調査研究)・プロジェクトの準備・プロジェクトの実施・プロジェクトの運用) においてどのようにチェックするかが、26 のガイドラインとしてまとめてある。ガイドラインにおいては、基準に「調査・研究」をいれて6段階としている。

●ステークホルダー (利害関係者) への提言・勧告：「政府・関係省庁」「国内NGOと国際NGOネットワーク」「被影響住民組織」「業者・契約者・開発者・コンサルタント」「民間資金提供者」「二国間援助機関と多国間開発銀行」「輸出信用機関」それぞれに対する提言・勧告。

政府へ

- ・過去のダムにおける未解決の問題に取り組むための多様なステークホルダー (利害関係者) による 設立委員会を設置する。
- ・大規模ダムプロジェクトに関する既存の手続きや規則を再検討することを求める。
- ・資源保全、効率性、分権的な代替案に対するあらゆる偏向や、参加プロセスを開かれたものにする事への全ての障害を評価し、排除するための法律・政策・制度的な枠組を再検討する。

- ・国連総会の以下の決議を紹介し支持する。決議では、WCD 報告書の出版を歓迎し、政府がその提言を受け入れ実行するように進め、持続可能な開発に向けた本質的な前進という結果を呼ぶことができる多様なステークホルダーの協力の積極的な事例としてこの報告書をリオ＋10の過程に伝えていくとしている。

二国間援助機関と多国間開発銀行へ

- ・各国が WCD 報告書に対応する行動を策定し、その勧告を実施する道筋を見出せるように支援するプログラムをつくる。
- ・資金提供が認められた全てのダム選択肢が代替案のランク付けに基づいて合意された過程から生まれ、WCD のガイドラインを尊重していることを確実にする。
- ・プロジェクトからセクターベースに資金提供のシフトを加速する。特に効果的で、透明性があり、参加型での、ニーズと代替案評価への財政的・技術的支援の増加と、構造以外の面での代替案への資金提供を通じて行なう。
- ・水準が低かったかもしれないもの、あるいは未解決の問題を示しているプロジェクトを明らかにし、借り手にとってのそういったプロジェクトによる財政負担に取り組む中で共有するために、過去のプロジェクトのポートフォリオ（投資リスト）を再評価する。これに関わる未払いの債務をキャンセルすること、債務支払に影響住民向けの開発支援に置きかえること、あるいは借入国が未解決の経済・社会・環境問題に取り組むことを助けるための新たな支援を提供することなどが含まれる、
- ・貸付のポートフォリオのためのプロジェクト選び、審査プロセス、それに実施、モニタリング、評価において必要な変更を決めるために WCD の勧告に関連して内部のプロセスと運用上の政策を見なおす。

輸出信用機関へ

- ・金融保証のための共通の環境・社会・越境の基準を導入し採用する。そしてそうした基準によってプロジェクトを審査するための制度組織的な能力を強化する。
- ・ひとつの機関が拒否したダムプロジェクトを他の機関が受け入れることのないように、国際的なレベルでの調整を改善する。
- ・ダムプロジェクトへの民間セクター応募者に対して、適切な業務調査（due diligence）基準あるいは WCD 勧告を守る自主的な行動規定に合致するよう要求する。
- ・協議と情報公開は標準的な手続きとして推進する。

国内NGOと国際NGOネットワークへ

- ・鍵となる問題に関して他のアクターとの横断的なパートナーシップに参加する。
- ・透明性と公開性を促進するため幅広く情報を収集、分析、発信する。
- ・合意事項を遵守しているかをモニターし、不当な扱いをされた関係者の問題を解決したり、救済を求めたりすることを支援する。
- ・権利とリスクのアプローチに基づく水・エネルギープロジェクトに関係するステークホルダーの特定を積極的に支援する。
- ・ステークホルダーが自らの正当な権利を明らかにし、明言し、また表現するのに適切なフォーラムの設置に貢献する。